

## 防犯カメラ補助の運用に関するガイドライン

### 1 趣旨

本ガイドラインは、さくら市が市民の安全を守るために実施する特殊詐欺等防止機器購入設置補助事業において、補助を受けた方が遵守すべき事項を定めるものです。

### 2 設置の目的

防犯カメラは、安全確保と自宅への侵入、盗難及び詐欺などの犯罪抑止を目的として設置するものとします。

### 3 撮影範囲と場所

(1) 防犯カメラは、主に自宅敷地内を撮影するよう設置してください。

近隣住宅が撮影範囲に入る際には、住宅の代表者から承諾を取ってください。

(2) 近隣の私有地や公共の場所はできるだけ撮影しないよう注意してください。

### 4 個人情報への配慮

(1) 撮影された画像は、特定の個人が識別できる場合には「個人情報」に該当します。

(2) 映像を他人に見せたり、SNSなどで公開したりしないでください。

### 5 管理

(1) 録画装置は定期的な点検などの適切な管理をしてください。

(2) 録画データの保存期間は必要最小限度とし、保存媒体については、簡単に持ち出されない安全な場所に保管してください。

### 6 防犯カメラの表示

防犯カメラを設置した場合、「防犯カメラ作動中」などの表示を見やすい場所に掲示してください。

### 7 トラブル時の対応

防犯カメラの設置や運用に関して問合せや苦情を受けた場合は、自己の責任で迅速かつ誠実に対応して下さい。

### 8 緊急時の映像提供

犯罪捜査など、警察から映像の提供を求められた場合は、可能な限り協力をお願いします。

私は、上記事項について遵守し、適切な管理をすることを誓います。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_